

国民健康保険被保険者の皆さまへ 制度のご案内

お問い合わせ 国民健康保険課
(内線3713・3714)

出産育児一時金の支給

国民健康保険被保険者が
出産したとき、申請すると
出産育児一時金が支給され
ます。また、妊娠85日以上
であれば流産・死産の場合
でも支給されます。

支給要件

①出産日時で浦添市国民
健康保険の加入者である
②以前勤めていた職場の健
康保険などから出産育児一
時金の支給を受けていない

なお、医療費支払いの際
「直接支払制度」を利用す
れば、国民健康保険から直
接医療機関へ出産育児一時
金が医療費として支払われ
るので、医療機関窓口では、
出産育児一時金を超えた分
のみの支払いで済みます。
「直接支払制度」の利用の
際は医療機関に保険証を提
示してお申し出ください。

葬祭費の支給

国民健康保険被保険者が
亡くなったとき、申請をす
るとその方の葬祭を行った
方(喪主)に対し、葬祭費
として3万円支給します。
全額支払った医療費などの
一部の払い戻し(療養費)
医療機関の窓口で医療費

などを、全額支払った場合、
申請すると支払った費用の
一部が払い戻されます。た
だし、医療費等を支払った
日の翌日から2年を過ぎる
と申請できませんので、ご
注意ください。

なお、払い戻しが認めら
れない場合もあります。詳
しくは、問い合わせくださ
い。

標準負担額減額認定証を使 用の方へ

入院時の食事療養費の差額
を支給
やむを得ない理由で入院
先へ「標準負担額減額認定
証」を提示できず、通常の
食事代負担額を支払った場
合は、申請すると食事代の
差額分が支給されます。

高額療養費の支給

国保加入者が診療を受け
たときにかかった医療費の
1割から3割を医療機関の
窓口で負担します。この負
担額が高額になり、一定の
額(自己負担限度額※)を
超えた場合に、支給される
のが高額療養費です。支給
対象者は、国民健康保険課
から「高額療養費支給申請
書」が送付され、申請する

と高額療養費が支給されま
す。診療を受けた月の翌月
から2年を経過すると申請
ができなくなりますので、
ご注意ください。

高額な医療を一度に支払わ ずに済む制度があります

医療費が高額になる場合
でも、「限度額認定証」を
提示すると医療機関で支払
う金額の上限が自己負担限
度額までとなり、高額と
なった医療費を一度に支払
わなくて済むようになります。

高額介護合算療養費の支給

高額介護合算療養費とは、
世帯内で同一の医療保
険の被保険者全員が一年間
に支払った「医療保険」と
「介護保険」の自己負担額
が基準額を超えた時に払戻
しされる給付金です。自己
負担額は毎年8月から翌年
7月までの分を合計し、所
得区分にしたがって設定さ
れる基準額を超える場合に
高額介護合算療養費が支給
されます。

※自己負担額については世
帯によって異なります。対
象者や申請方法、必要書類
に関しては市ホームページ
をご覧ください。電話で問
い合わせください。

11月11日は『介護の日』

『いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう』



「介護の日」とは

高齢化などにより介護が
必要な方が増加するにつ
れ、介護に関する課題が多
様化してきています。この
ような社会の中では、介護
を身近なものとして捉え、
また、それぞれの立場で介
護を考え、関わっていくこ
とが必要です。

介護についての理解と認
識を深め、介護サービス利
用者とその家族、介護従事
者等を支援し、地域社会に
おける支え合いや交流を促
進する観点から、国民への
啓発を重点的に実施する日
として、「介護の日」が定
められました。

浦添市では、介護の必要
な方が安心して自立した生
活を送れるように、介護
サービスの充実を図ってい
ます。

「介護保険制度」とは

40歳以上の方が加入者と
なって保険料を納めて介護
または支援が必要と認定さ
れた時には、費用の1割ま
たは2割で介護サービスが
利用できる仕組みです。

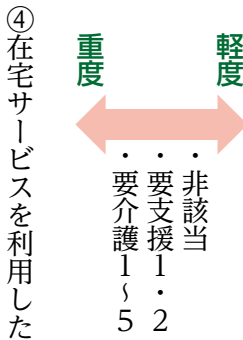
介護保険の財源

介護保険は国や都道府
県、市町村が負担する「公
費」と40歳以上の方が納め
る「介護保険料」を財源と
して運営されています。保
険料は介護保険事業を支え
る大切な財源になります。
その保険料を滞納すると事
業運営に影響が出るので、
保険料はしっかり納めま
しょう。

介護サービスを利用する には

①お住まいの中学校区の地
域包括支援センターへまず
は御相談ください。
②介護保険課窓口で申請を
します。
③認定のための訪問調査、
主治医の意見書等を基に要
介護状態区分が決定・通知
されます。

「要介護状態区分」



い場合、要介護1～5と認
定された方は居宅介護支援
事業所へ、要支援1・2と
認定された方は地域包括支
援センターへ、施設入所を
希望する場合は各介護保険
施設へ問い合わせください。

地域密着型サービス

高齢者が要介護状態等と
なっても、住み慣れた地域
で生活を続けられるための
サービスです。原則として、
浦添市民(住民登録をして
90日を超える方)のみが利
用できるサービスです。
地域密着型サービスにつ
いての詳しい内容は市ホー
ムページをご覧ください。
<http://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2014121600023/>



「介護の日」特別展示会 のご案内

介護保険のしくみ(保険
料について、要介護・要支
援認定の流れ等)や地域密
着型サービス事業所につい
て紹介します。
期間 11月5日(木)～11
日(水)
場所 市役所1階市民ロ
ビー

「浦添市プレミアム商品券」利用期限 間近です！「商品券利用期限は11月15日(日)まで」

お問い合わせ 浦添市プレミアム商品券事務局コー
ルセンター ☎901-0155

商品券の募集は終了しま
した。ご応募ありがとうございました。

「プレミアム商品券」を 購入された方へ

利用期限が近づいていま
す。使い忘れの無いよう、
お早めにご利用ください。
※期限を過ぎますと、利用
できなくなります。ご注意
ください。(払い戻しでき
ません。)

※商品券の交換および売買
は行わないでください。
利用期限 11月15日(日)
まで。

利用店舗 浦添市プレミア
ム商品券事務局、市ホーム
ページに随時更新中です！
小規模店舗券が利用できる
登録店舗業種

飲食店(居酒屋、そば屋、
食堂、理容美容室、ボウリ
ング場、ガソリンスタンド、
タクシー会社、カラオケ
等(詳細は浦添市プレミア
ム商品券事務局、市ホーム
ページをご確認ください。)

アンケート調査にご協力
ください。
アンケートハガキを記入

浦添市内での創業を応援します!! 創業支援サイト 「START・UP URASOE」 開設のお知らせ

お問い合わせ 商工業課(内線3161)



浦添市では、市内空き店
舗への入居促進や商工業の
振興を図ることを目的に、
創業支援サイト「START・
UP URASOE」を開設いたし
ます。市内の
空き店舗情報を把握し、そ
の情報を浦添市内で起業や
店舗の開店を検討している
方々に発信していきます。
今回開設するサイトでは、
創業前支援を行う「結
の街スタートアップスクエ
ア」や、様々な支援制度を
提供する浦添商工会議所と
連携した創業支援ワンス
トップサービスも提供しま
す。また、従来の支援サー
ビスに加え、近年注目され
るクラウドファンディング
を活用した新たな創業方法
なども紹介します。

対象経費	内 容	補助率	限度額
事業所の賃借料	建物の賃借料(敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く。)	2分の1以内	新規職員の採用人数に応じる。 5人未満→50,000円以内 5人以上10人未満→75,000円以内 10人以上→100,000円以内
空き店舗等の改装費	・改装及び設備に係る経費(内装工事、外装工事、給排水整備工事、電気工事、ガス工事、空調設備及びサイン工事等)	2分の1以内	30万円以内 ※市内に住所又は事業所を有する者に改装工事を請け負わせること
雇用支援事業	新設店舗において、浦添市民の新規従業員の雇用に対する経費	1人あたり2万円	48万円以内